



健感発第 0704002 号

平成 18 年 7 月 4 日

各 都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

動物展示施設（動物とのふれあい施設を含む。）における動物由来感染症対策について

今般、神戸市の鳥類展示施設における従業員のオウム病患者発生及び秋田県のふれあい動物イベントにおける来園者等の腸管出血性大腸菌症患者発生がありました（別添参照）。

また、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の一部改正による、動物取扱業者の登録制等の施行に伴い、適切かつ効果的な動物由来感染症対策がなされるよう、別紙のとおり、各都道府県等動物愛護管理主管課（室）長あてに、協力依頼をしたところです。

貴職におかれては、本件について御了知の上、引き続き、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条第 1 項に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画に基づき、必要な動物由来感染症対策の実施を要請します。

※ 別添省略。

別紙



健感発第 0704001 号

環自総発第 060704001 号

平成 18 年 7 月 4 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 動物愛護管理主管課(室)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

環境省自然環境局総務課長

動物展示施設(動物とのふれあい施設を含む。)における
動物由来感染症対策について(協力依頼)

今般、神戸市の鳥類展示施設における従業員のオウム病患者発生及び秋田県のふれあい動物イベントにおける来園者等の腸管出血性大腸菌症患者発生がありました(別添参照)。

動物展示施設における動物由来感染症発生の未然防止、さらには同施設を原因とする感染症発生時の原因究明等においては、感染症担当部門と動物愛護担当部門とのより一層の連携が不可欠であることから、適切かつ効果的な動物由来感染症対策の実施のため、御協力をお願いします。

なお、厚生労働省のホームページにて「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003」を掲載しておりますことを申し添えます。

(URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/index.html>)

狂犬病予防法施行規則の一部改正（鑑札及び注射済票の様式変更）について

平成18年9月
結核感染症課

1. 改正の趣旨

現状の飼い犬を巡る社会的環境の変化等を踏まえ、より一層の犬の鑑札及び注射済票の装着率の向上を図り、狂犬病予防対策を推進することを目的として、今般、市町村長が交付する鑑札及び注射済票の様式を自由に定めることができるよう改正するものである。

2. 改正案

下記のとおり狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）を一部改正し、鑑札等の様式を見直す。

① 鑑札（第5条）

鑑札は、次の条件を満たすものであること。

- 1 耐久性のある材料で造り、首輪等の犬が着用するものに付着できること。
- 2 次に掲げる事項を記載すること。

「犬鑑札」の文字、登録番号、都道府県名又は都道府県名が特定できる文字等、市町村名又は市町村名が特定できる文字等

② 注射済票（第12条第3項）

注射済票は、次の条件を満たすものであること。

- 1 耐久性のある材料で造り、首輪等の犬が着用するものに付着できるか、又は鑑札の裏面に貼付できること。
- 2 次に掲げる事項を記載していること。

「注射済」の文字、注射実施年度、都道府県名又は都道府県名が特定できる文字等、市町村名又は市町村名が特定できる文字等

3. 施行期日等

① 施行期日

省令の公布の日

② 経過措置

- ・この省令の改正前に既に交付されている鑑札及び注射済票については、省令改正後も有効なものとする。
- ・改正前の省令で定めていた様式による鑑札及び注射済票は、平成21年3月31日までは、改正後の省令に基づくものとして交付することができる。

意見募集要領

1. 意見募集対象

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令案

2. 意見募集期限

平成18年10月24日（火）17時 ※郵送の場合は、同日必着

3. 意見送付方法

下記のいずれかの方法で、御意見を提出してください。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：kyoukenbyou@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局結核感染症課パブリックコメント担当宛

（電子メールの件名を「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。）

○FAXの場合

FAX番号 03-3581-6251

厚生労働省健康局結核感染症課狂犬病予防法施行規則パブリックコメント担当宛

○郵送の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課狂犬病予防法施行規則パブリックコメント担当宛

注意事項

皆様から頂いた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おきください。



健感発第0831001号
平成18年8月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて

日本脳炎については、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて(勧告)」(平成17年5月30日付け健感発第0530001号本職通知)に基づき、予防接種の積極的勧奨をしないよう勧告しているところであるが、同通知については引き続き有効であり、定期の予防接種対象者のうち日本脳炎に感染するおそれが高いと認められる者等その保護者が日本脳炎に係る予防接種を受けさせることを特に希望する場合において市町村は、当該保護者に対して、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、定期の予防接種を行わないこととすることはできないので、その旨留意すること。

なお、同通知に基づいて実施された定期の予防接種については、予防接種法第11条第1項の規定の適用があるので念のため申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245号の4第1項に規定する技術的な助言である。

貴管下市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関に対しては、貴職から周知願いたい。

事 務 連 絡
平成18年8月31日

各都道府県衛生主管部局
予防接種担当者 様

厚生労働省健康局
結核感染症課 予防接種係

定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて

本日付けで、日本脳炎ワクチン接種の取扱いに係る通知を発出したところですが、特に日本脳炎予防接種を希望される方に対応するために、別添のとおり「日本脳炎ワクチンについての説明書」を作成しましたので、業務の参考としてください。

日本脳炎ワクチンについての説明書

・ 日本脳炎ワクチンについて

現行の日本脳炎ワクチンは日本脳炎ウイルスを感染させたマウスの脳を用い、精製したものです。ワクチンの精製度は高いですが、極めて微量な脳組織成分が残存する可能性や不純物が混入する可能性は完全に否定できません。

・ 日本脳炎ワクチンの副反応

健康状況調査報告によると、2日以内に37.5°C以上の発熱が約1.9%認められ、接種局所の発熱・腫脹は約8.9%、発疹が約1.0%みられ、70万～200万回に1回程度、ADEM(急性散在性脳脊髄炎)が発生すると考えられています。なお、平成元年度から平成17年度までに日本脳炎ワクチンを接種した後に死亡された方の中で、ワクチンとの因果関係があるとして健康被害救済制度の認定を受けた方は4名です。

※ADEM(急性散在性脳脊髄炎)とは

ある種のウイルスの感染後あるいはワクチン接種後に、稀に発生する脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性の疾患とされていますが、運動障害など神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。予防接種後にみられたADEMの患者さんで、予防接種法に基づく健康被害救済制度の認定を受けた方は、平成元年度から平成17年5月までで14名です。

・ 日本脳炎ワクチンの積極的勧奨差し控えについて

平成17年5月30日、厚生労働省は都道府県に対し、定期予防接種として日本脳炎ワクチンの積極的な勧奨を差し控えるよう勧告しました。現行のワクチンの使用と重症のADEMとの因果関係があるとの判断が下されたことにより、より慎重を期するため、このような措置がとられました。

・ 現行の日本脳炎ワクチンの接種について

定期の予防接種の対象者のうち、日本脳炎の流行地域へ渡航する方、蚊に刺されやすい地域や環境にある方など、日本脳炎に感染するおそれが高い場合などで、本人や保護者が特に希望する場合には、この説明書をお読みいただき、同意書に署名した上で、現行の日本脳炎ワクチンの接種を受けることができます。

・ 重い副反応が起こった時の補償について

予防接種法に基づく予防接種により疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等が行われます。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を認定したものに限り、ます。

感染症対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告等について

(1) 感染症対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について

「感染症対策に関する行政評価・監視」については、平成16年12月から本年2月にかけて総務省が行った調査結果に基づき、本年7月25日に厚生労働省に対して勧告が行われたところである。

勧告の内容については、一部の都道府県等への指摘として、

- ① 第一種感染症指定医療機関の指定のメドが立っていないこと。また、指定が出来ていない都道府県の中には、一種感染症患者の移送先が確保できていないものがあること。
 - ② 患者移送用車両に関して、効果的・効率的な確保が進められていないこと。
 - ③ 新型インフルエンザ発生時における医療機関の確保が終了していないこと。
- 等を受けたところである。

(2) 第一種感染症指定医療機関について

① 第一種感染症指定医療機関の指定について

第一種感染症指定医療機関について、現在、22都府県（25医療機関47床）の指定にとどまっている。

一昨年、東南アジアにおけるSARSの発生、今後発生が見込まれる新型インフルエンザなど、昨今、第一種感染症指定医療機関への入院が想定される感染症の発生の蓋然性が高まっていると考えられるが、いまだ約6割の道府県が未指定のままである。

指定の完了していない道府県においては、指定に向け、医師会、医療機関等関係者との調整を進めていただきたい。今後、厚生労働省において、第一種感染症指定医療機関の指定事例等を収集し、追って示す予定であるので、それらも参考に早期指定に向けた対応をお願いしたい。

また、指定が行われるまでの間については、一類感染症患者等の発生に備え、近隣県等への協力要請をするなど、万一患者が発生した場合を想定した万全な体制を確保されたい。

なお、感染症指定医療機関における専門家養成のため、海外の医療機関の協力を得て、一類感染症等予防・診断・治療研修事業を実施しているところであるが、平成18年度においても実施する予定であるので、研修生の派遣等について、ご理解とご協力をお願いしたい。また、当該事業を活用し、感染症の専門家の養成に努め、感染症指定医療機関における医療スタッフの確保を図るようお願いしたい。

②感染症指定医療機関の基準の遵守について

感染症指定医療機関について、指定基準等に不適合な施設が見受けられるので、指定基準及び施設基準に関する手引きへの適合を十分確認し、適合していない感染症指定医療機関について、改善に向けた指導をお願いしたい。

(3) 患者移送用車両の効果的・効率的な確保について

患者移送用車両の運用について、他の都道府県等との連携体制の確保や感染症患者等の運搬能力を有する民間事業者への委託など、効果的・効率的な事例等を、厚生労働省で収集し、追って示す予定であるので、それらを参考に患者移送体制の確立を図られたい。

(4) 新型インフルエンザ発生時における医療機関の確保について

新型インフルエンザ発生時における医療機関の確保については、「新型インフルエンザに係る医療を提供する体制の確保について（要請）」（平成17年12月16日付け健感発第1216001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により各都道府県に対して要請しているところであるが、既に医療機関を確保している事例を厚生労働省で収集し、追って示す予定であるので、参考にしながら、関係機関の理解のもと地域の実状に合わせた対策を図られたい。

なお、国では感染防止に関するマニュアル等の作成を進めるとともに、その他医療体制の確保に関する対応策については、厚生労働省内に設置している新型インフルエンザ専門家会議においても検討を進めているところであり、病床不足時の要入院患者の対応の詳細については、関係部局間で関連法制上の取扱いも含め、今後お示ししていきたい。

感染症指定医療機関の指定状況（平成18年3月末現在）

○ 特定感染症指定医療機関：3医療機関（8床）

病 院 名	病床数	所在地
成田赤十字病院	2床	千葉県
国立国際医療センター	4床	東京都
市立泉佐野病院	2床	大阪府

○ 第一種感染症指定医療機関：25医療機関（47床）

病 院 名	病床数	所在地
山形県立中央病院	2床	山形県
福島県立医科大学医学部附属病院	2床	福島県
総合病院取手協同病院	2床	茨城県
埼玉医科大学病院	2床	埼玉県
成田赤十字病院	1床	千葉県
東京都立荏原病院	2床	東京都
東京都立墨東病院	2床	東京都
横浜市立市民病院	2床	神奈川県
新潟市民病院	2床	新潟県
福井県立病院	2床	福井県
山梨県立中央病院	2床	山梨県
名古屋第二赤十字病院	2床	愛知県
大津市民病院	2床	滋賀県
大阪市立総合医療センター	1床	大阪府
市立堺病院	1床	大阪府
市立泉佐野病院	2床	大阪府
神戸市立中央市民病院	2床	兵庫県
奈良県立医科大学附属病院	2床	奈良県
岡山大学医学部・歯学部附属病院	2床	岡山県
広島大学病院	2床	広島県
山口県総合医療センター	2床	山口県
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	2床	高知県
福岡市立こども病院・感染症センター	2床	福岡県
熊本市立熊本市民病院	2床	熊本県
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	2床	沖縄県

○ 第二種感染症指定医療機関：310医療機関（1,643床）

指定病院の区分は以下のとおり。

国 立 (独立行政法人を含む)	9	44
都道府県立	57	302
市町村立	126	746
公的医療機関	84	371
財団法人	5	20

社団法人	1	4
社 保	7	38
健 保	3	12
医師会立	6	22
民 間	12	84